

羽村市の地方創生！ 企業が「しごと」しやすいまちを目指して

## ホームページ作成・活用セミナー 市内事業者向けよろず合同相談会

ホームページ作成・活用セミナー

自分で簡単に作成・更新できるホームページづくり！

お店や事業所の存在を周知するためホームページの存在は欠かせません。また、販路開拓にも有効です。

ホームページづくりについて、実践的に学んでみませんか。セミナー終了後、専門家が個別にホームページ作成のアドバイスをいたします。

なお、ホームページの作成については、補助金も利用できません。

※補助金について詳しくは、広報はむらから8月15日号をご覧ください。

日時 9月29日(火)午後7時～9時

会場 産業福祉センター2階1ホール  
持ち物 パソコン

申込み・問合せ 9月18日(金)までに、

「参加事業所名・所在地、参加者氏名・連絡先(電話番号またはメールアドレス)」を、Eメールまたはファクスで産業課経済対策係(☎657へ FAX 579-2590) ✉s206000@city.hamura.tokyo.jp

※セミナーでは「はじめてweb」という無料のホームページ作成サイトを

を使用します。個々のドメイン取得・設定が必要となるため、委託先の中小企業診断士協会が、事前に事業所を訪問します。

市内事業者向けよろず合同相談会

困りごとを専門家が聞きます！

○経営改善を図りたい

○資金繰りを見直したい

○新しい販路を見つけたい

○職場環境を改善したい

など、経営のこと、資金のこと、税金のこと、雇用のことなど、事業者のさまざまな悩みを伺います。

中小企業診断士・税理士・弁護士・弁理士・社会保険労務士などの各分野の専門家が一堂に会し、小さな悩みから、誰に相談したらよいかわからないといった相談も受け付けます。

日時 10月6日(火)午後2時～7時

会場 産業福祉センター2階1ホール

※直接会場へお越しください。事前予約は不要ですが、相談時間を指定したい方は、相談内容・希望時間を産業課経済対策係へ連絡してください。

費用 いずれも無料

問合せ 産業課経済対策係(☎657)

費用 いずれも無料

問合せ 産業課経済対策係(☎657)

ゆるキャラグランプリ2015

## 「はむりん」に投票をお願いします

皆さん、こんにちは。

今年もゆるキャラグランプリに挑戦します！皆さんの応援で、毎年着実に順位が上がっています。今年も去年の結果を上回ることができるよう、一生懸命頑張るりん！現在投票期間中です。応援よろしくお願いします！



ゆるキャラグランプリには、1アカウントにつき1日1回投票することができます。皆さんの1票で羽村市の知名度を向上させましょう！応援よろしくお願いします。

投票期間 11月16日(月)午後6時まで

投票方法 パソコン・タブレット・スマートフォン・携帯電話から投票できます。

※投票の際は、最初にID登録(無料)が必要です。ID登録後は、発行されたIDでログインすることで毎日1票投票することができます。

※フリーメールの場合、受け付けられない場合があります。

※NTTドコモ「docomo」スゴ得コンテンツ」やau「auスマートパス」会

員、App Pass (アップパス) 会員の方は、ID登録せずに投票することができます。詳しくは、ゆるキャラグランプリ2015オフィシャルウェブサイトをご覧ください。

### はむりんエントリーページ

次のウェブページから投票することができます。1日1票投票してください。

http://www.yurugp.jp/vote/detail.php?id=00001073

応援してりん♪



▲はむりんエントリーページ QRコード

### 東京都1位を目指します！

現在、ゆるキャラグランプリ2015 PRキャンペーンに取り組んでいます。PRのため、はむりんが皆さんのお店や職場に伺います。

はむりんが参加できるイベントや訪問可能なお店・職場などがありましたら、ぜひ連絡してください。

問合せ 企画政策課企画政策担当(☎345)

問合せ 企画政策課企画政策担当(☎345)



## 国勢調査2015

### 通信③

～平成27年 国勢調査がはじまります～

9月上旬から国勢調査員が各世帯に伺います。

#### ■国勢調査員とは

市区町村の推薦に基づき、総務大臣が任命する非常勤の国家公務員で、顔写真付きの「国勢調査員証」と「腕章」を身に着けています。

#### ■調査の流れ

①国勢調査員が担当調査区の確認を行います。

②国勢調査員が「インターネット回答の利用案内」を各世帯に配布します。

※インターネット回答の受付期間は9月10日(木)～20日(日)です。

※インターネット回答を行うには、各世帯に配布する「インターネット回答の利用者情報」に記載されている「調査対象者ID」と「初期パスワード」が必要です。

※インターネット回答では、パソコンのみならず、スマートフォン回答では、パソコンのみならず、スマートフォン回答では、パソコンのみならず

ず、スマートフォンからも回答ができます。

③インターネットによる回答のなかつた世帯には、後日紙の調査票を配布します。

#### ■国勢調査オンラインへのアクセス

回答する際には、インターネットアドレス欄を必ず確認してください。国勢調査オンラインの正しいインターネットアドレスは次のとおりです。  
<http://www.e-kokusei.go.jp/>

※検索ワードなどにアドレスを入力すると、ほかのサイトが表示される場合があるため、必ずインターネットアドレス欄に入力してください。  
※詳しくは、コールセンターに問い合わせてください。

■国勢調査コールセンター ☎0570-0712015 (午前8時～午後9時) 問合せ 総務課総務係 ☎347



## ウェルカムベビークーポン券を交付しています

子育て世帯の経済負担を軽減させるため、また、市内商業の活性化を図るために、対象の方へ「ウェルカムベビークーポン券」を交付しています。

これは、市内商業協同組合に加盟している店舗で利用できる2万円分のクーポン券です。対象となる方は、ぜひ申請してください。

対象 平成26年度中に妊娠届出書を提出した方で、申請日現在、羽村市に住民登録している方

※母子健康手帳の交付年月日が平成26年4月1日～平成27年3月31日の方です。

申請日時 11月30日(月)まで(土・日曜日、祝日を除く)の午前9時～正午、午後1時～5時

申請方法 母子健康手帳を持参し、直接市役所2階子育て支援課支援係へ

クーポン券の有効期間 12月31日(木)まで  
問合せ 子育て支援課支援係 ☎235

## マイナンバーカード

### 住民票の登録地にお住まいでない方へ

平成27年10月以降、住民票の登録地へマイナンバー(個人番号)が「通知カード」により通知されます。確実に「通知カード」を受け取つていただくため、住民票の登録地と現住地が異なる方は、10月2日(金)までに、現住地の市区町村への転入手続きをお願いします。

また、やむを得ない理由により、住民票の登録地で「通知カード」を受け取ることができない場合や、現住地の市区町村に転入できない場合は、住民票の登録地がある市区町村に申請をすることによって、現住地で「通知カード」を受け取ることが可能です。

住民票の登録地と異なる現住地で「通知カード」を受け取る場合は、9月25日(金)までに住民票の登録地がある市区町村に申請してください。

※詳しくは、住民票の登録地がある市区町村に問い合わせてください。

### 市役所土・日閉庁のお知らせ

「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)」の施行に伴う住民情報システム停止のため、次の期間、市役所を閉庁します。

また、同日、住民票等自動交付機も停止します。  
期間 10月3日(土)・4日(日)  
問合せ 総務課総務係 ☎347

